

年金ミニ知識

問い合わせ 戸籍・年金担当
☎76 - 2151 内線 222、223

年金保険料の収納業務を民間委託

▼保険料を納め忘れの方へ

日本年金機構では、国民年金保険料を納め忘れの方に対して、電話や戸別訪問などによる「納付」や「免除等の申請手続き」のご案内をしています。

北見年金事務所では、この案内業務を下記の民間事業者に委託していますのでご承知ください。

<委託事業者> (株)アイヴィジット
問い合わせ先 ☎0120 - 185 - 056

なお、業務を委託しても国民年金保険料の収納事業の実施主体は、日本年金機構であり、同機構が責任をもって運営していることに変わりはありません。

▼振り込め詐欺にご注意を！

業務を委託しても保険料の納付方法は、日本年金機構が発行した納付書で金融機関かコンビニで納めていただきます。

口座を指定し、ＡＴＭなどから振込をお願いすることはありません。

委託業者が個別訪問する場合、写真入りの個別訪問員証明書（身分証）を提示し、年金制度の説明をします。

保険料（現金）をお預かりすることはありません。

11月9日は「119番」の日

“あわてずに”119番通報を！

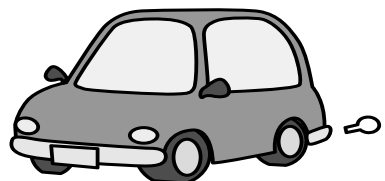
- ①火事か・救急かを告げます。
『火事です（救急です）』
- ②発生場所・名前を津別町から伝える。
『津別町▲▲町××番地、名前は○○○です』
- ③どんな状況を話して下さい（火事や病気のおおよその状況）。
『●●●が燃えています（病人・けが人がいます）』
- ④電話番号を伝える。
通報している電話の番号（一般電話・携帯電話）

問い合わせ先 津別消防署 ☎76 - 2189

冬の交通安全運動

11月14日（木）～11月23日（土）

- 降雪に伴う冬道路面でのスリップ事故の防止
- 高齢者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 交差点の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶



問い合わせ先 住民企画課住民企画グループ
☎76 - 2151（内線216）

「住生活総合調査」にご協力ください

国土交通省では、北海道、津別町の協力のもとに、12月1日、全国各地において「平成25年住生活総合調査」を行うこととしています。

この調査は、住生活基本法に基づく住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得るために、居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を総合的に調査するもので、5年ごとに実施するものです。

今回は、10月に実施された住宅・土地統計調査（総務省）に回答いただいた世帯の中から一部を抽出し、全国で約9万2千世帯を対象に行いますが、津別町では、一定の抽出方法により無作為抽出した約32世帯に調査をお願いすることとなっています。

11月下旬～12月上旬までの間、調査員が対象となった世帯を訪問いたしますので、調査をお願いする皆様には重ねてお手数をおかけすることとなりますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

問い合わせ先
役場 建設課 水道住宅グループ ☎76 - 2151（内線255）

親子・大人木工教室 参加者募集

木工教室を下記のとおり開催します。
製作する作品は「スツール」です。ぜひご参加ください。

と き ①11月24日（日）
②12月 8日（日）

時間は各回とも午前9時～正午（予定）

ところ 木工体験工房
（つべつ木材工芸館横）

対 象 ・中学生以下の子どもとその親
・高校生以上の大人

定 員 各回20組（定員になり次第締切）
参加費 1組2,550円（保険料込・当日持参）

問い合わせ・申し込み先
木材工芸館、体験工房管理受託者
（有）山上木工アルミ工業 ☎76 - 4934

後期高齢者医療制度のお知らせ ～限度額適用・標準負担額減額認定証はお持ちですか～

■減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）について（色は「青色」です）

後期高齢者医療制度では、医療費が高額となった場合、過度な負担とならないよう下記に該当する方へ減額認定証を発行しています。

対象となる方で減額認定証をお持ちでない方は役場後期高齢者医療担当窓口⑨番へ申請してください。

▼減額認定証の交付対象となるのは、次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方です

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円の方 （公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方） ・老齢福祉年金を受給されている方

住民税課税の方は手続き不要です。

■長期にご自宅を離れる方へお願い

最近、後期高齢者医療担当より通知等を発送した際、本人の手元に届かない場合があります。長期に家を空けられる方は、下記までご一報ください。

問い合わせ先 保健福祉課 後期高齢者医療担当 ☎76 - 2151（内線229）

入院の場合
区分ごとに食事代も
軽減されます。



個人事業税・第2期の納期限は12月2日(月)です

個人事業税は、道内に事務所（事業所）があり、事業を行っている個人に、その所得を基礎として課税される道税です。

事業の所得から各種控除額を差し引いたものに、次の税率をかけて算出します。

第一種事業	物品販売業、不動産貸付業、飲食店業 など	5 %
第二種事業	畜産業、水産業 など	4 %
第三種事業	医業、理・美容業、クリーニング業 など	5 %
	あん摩・はり・きゅう業 など	3 %

・オホーツク総合振興局から送付する納税通知書で、第1期（9月2日期限）と第2期（12月2日期限）の2回に分けて納めていただきます。

年税額が1万円以下の場合は、第1期に全額を納めていただきます。

・納税通知書を紛失された場合や納税についてのご相談は、下記まで問い合わせ下さい。

・道税の納税には、手続きが簡単で便利な口座振替もご利用できます。

連絡・問い合わせ先

オホーツク総合振興局税務課

【課税に関すること】課税係 ☎0152 - 41 - 0613

【納税に関すること】納税係 ☎0152 - 41 - 0616

年末調整や確定申告には 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を！

平成25年中に国民年金保険料を納付した方には、日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られます。

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・町民税の社会保険料控除の対象となります。そのためには「控除証明書」を添付して申請しなければなりません。確定申告や年末調整の際には、「控除証明書」や領収書が必要となりますので、大切に保管してください。

国民年金保険料を納付した期間	「控除証明書」が送られてくる時期
平成25年1月1日から9月30日までの間に納付された方	11月上旬
平成25年10月1日から12月31日までの間に納付された方	来年2月上旬

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日までに納めた場合は、その分も合わせて申告できます。控除証明書と一緒に納付した保険料の領収書を添付してください。

なお、世帯主または配偶者が家族の国民年金保険料を納めた場合は、納付した人がその保険料を申告することができます。

お問い合わせ 専用ダイヤル ☎0570 - 070 - 117
（IP電話、PHS電話は、☎03 - 6700 - 1130）
通常の通話料金がかかります。
受付期間 平成25年11月1日～平成26年3月14日
月曜8：30～19：00、火曜～金曜8：30～17：15
第2土曜9：30～16：00